

小規模自然災害における 被災者支援制度について

1 経緯

近年、本市では、平成23年3月の東日本大震災を除き、住宅が全壊の被害を受けるような自然災害は発生していなかったが、平成27年9月6日、中央区今井周辺で強風被害が発生。

【被害状況】

全壊	大規模半壊	半壊	一部破損	合計
4棟（2世帯）	0棟	15棟（17世帯）	92棟（未調査）	111棟



この被害規模では**国、千葉県**の被災者支援制度の対象とはならない。

＜国・千葉県制度の適用要件（抜粋）＞

◇国制度 ～ 一市町村で全壊10世帯以上

◇千葉県制度 ～ 連たんする複数の市町村で全壊が10世帯以上

一方、当時の千葉市の支援制度では、災害見舞金が支給されるのみ。

＜千葉市災害見舞金＞

●全壊世帯 ～ 5万円 ●半壊世帯 ～ 3万円

<国・千葉県の被災者支援制度の概要>

	国制度 (千葉市に当てはめた場合)	県制度											
適用要件	次のいずれかに該当する自然災害	連たんする複数の市町村において、次のいずれかに該当する場合											
	ア 住宅が滅失した世帯の合計が 1の区内で100世帯以上 、又は 市内全域で150世帯以上	ア 住宅が滅失した世帯の合計が1の区内を含む連たんする市町村で100世帯以上、又は市内全域を含む連たんする市町村で150世帯以上											
	イ 住宅が滅失した世帯の合計が 千葉県内で2,500世帯以上の場合で、1の区内で50世帯以上 、又は 市内全域で75世帯以上	イ 住宅が滅失した世帯の合計が千葉県内で2,500世帯以上の場合で、1の区内を含む連たんする市町村で50世帯以上、又は市内全域を含む連たんする市町村で75世帯以上											
	ウ 一市町村で全壊10世帯以上	ウ 連たんする複数の市町村で全壊10世帯以上											
	エ 千葉県内で全壊100世帯以上	エ 上記以外で、それらに相当する被害が発生したとして、 千葉県知事が特に必要と認める とき											
	《滅失換算》 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、 半壊・半焼 により著しく損傷した世帯は 2世帯 をもって、 床上浸水・土砂の堆積 により一時的に居住できない状態の世帯は 3世帯 をもって、 住宅が滅失した1の世帯 とみなす												
支援対象	ア) 全壊世帯 イ) 大規模半壊世帯 ウ) 半壊等解体世帯 ※ 国制度においては、その他火砕流による被害を受け居住不能となった世帯												
支援金額	ア 基礎支援金												
	イ 加算支援金												
	<table><tr><td>全壊</td><td>大規模半壊</td><td>半壊等解体</td></tr><tr><td>100万円</td><td>50万円</td><td>100万円</td></tr></table>	全壊	大規模半壊	半壊等解体	100万円	50万円	100万円	<table><tr><td>建築・購入</td><td>補修</td><td>賃借</td></tr><tr><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table>	建築・購入	補修	賃借	200万円	100万円
全壊	大規模半壊	半壊等解体											
100万円	50万円	100万円											
建築・購入	補修	賃借											
200万円	100万円	50万円											
※ 単身世帯は、上記金額の3／4の金額													

このような状況の中、市議会より千葉市長に対し、自然災害発生時における被災者支援制度の拡充を早急に検討するよう、要望書が提出された。



本市独自の支援金を支給し、被災者の生活再建を支援（本件強風被害限定の制度）

- ◇ 東日本大震災以来となる全壊被害の発生
- ◇ 市議会から被災者支援に係る要望書の受理

＜強風被害支援制度の概要＞ ～本件強風被害**限定**の支援制度

- 1 支援対象**・・・ア)～ウ)までは国、県制度に同じ。エ)は本市独自
- ア) 全壊世帯 イ) 大規模半壊世帯 ウ) 半壊等解体世帯
- エ) 半壊補修世帯

※ 当該家屋に関する固定資産税、都市計画税の滞納がないことが要件。

- 2 支援金額**・・・ア、イは国、県制度に同じ。ウは本市独自
- ア 基礎支援金 全壊：100万円 大規模半壊：50万円 半壊等解体：100万円
- イ 加算支援金 建築・購入：200万円 補修：100万円 賃借：50万円
- ウ 半壊補修支援金 上限25万円

※ ア、イともに単身世帯は上記金額の3／4を支給。

＜強風被害支援制度の課題＞

強風被害支援制度は昨年の強風被害に限ったものだが、近年は、竜巻やゲリラ豪雨など突発的・局所的な自然災害が多く発生しており、被災者支援の公平性の観点から、恒久的な被災者支援制度の検討について課題が残された。



**国や千葉県の被災者支援制度の対象とならない自然災害における
本市独自の被災者支援金制度の創設に向けた検討を行うこととした。**

＜庁内検討会議の設置＞

- ◇ 庁内関係課による検討会議の中で支援制度を検討する。
- ◇ 必要に応じて検討会議構成員ではない課等に意見を求めながら検討する。
- ◇ 国や千葉県制度、強風被害支援制度と比較し、過去に本市で発生した自然災害の状況も踏まえながら検討する。

【主な検討内容】

- 1 市独自の支援制度創設の必要性
- 2 被災者支援制度の目的
- 3 被災者支援制度の適用範囲、支援内容

2 適用範囲及び支援の対象者の基本的な考え方

適用 \ 支給対象	全壊、大規模半壊、半壊等解体	半壊補修
	大規模災害	小規模災害
大規模災害	A（国・県が支援）	C
小規模災害	B	D

（１）適用要件及び支援の対象者

ア 国や県の支援制度の対象とならない小規模自然災害の被災者世帯の支援を検討の対象とする。（B・C・Dの範囲）

イ 被害の規模は、支援金の原資が税金であること、及び昨年の強風被害に対する支援を考慮し、「全壊被害が生じた上で、ある程度の数の世帯で被害が発生した場合」を対象とする。（点ではなく面的な被害に対する支援を対象とする。）

ウ 住宅が滅失した世帯の数の算定にあたっては、国制度と同様、滅失換算を適用する。（半壊は2世帯をもって、床上浸水は3世帯をもって滅失1世帯とみなす。）

(2) 問題点

◆ 半壊補修の取扱い（Cの範囲）

国・県制度の対象とならないCの範囲を支援の対象とした場合、東日本大震災における本市の半壊世帯（473世帯）に対し、強風被害支援と同様に25万円を上限に支給したとすると、約1億2千万円が必要となる。

また、将来予想される首都直下型地震では、数十億円に膨れ上がるおそれがある。

【参考】 東日本大震災における千葉市の被害状況
（平成28年7月1日時点の「住家被害」の状況）

全壊	30世帯
大規模半壊	291世帯
半壊	473世帯
一部破損	54,798世帯
合 計	55,592世帯

3 制度設計の方向性

ア 基本的な考え方

国及び県の被災者支援制度を踏まえ、昨年の強風被害支援制度との均衡を考慮した制度設計とする。

イ 適用要件

国又は県の支援制度の適用とならない自然災害で、昨年の強風被害と同規模以上である場合に適用する。

ウ 支援の対象者

原則、国・県制度と同様、全壊、大規模半壊、半壊等解体を支援の対象とする。
(Bの範囲)

ただし、昨年の強風被害支援制度との均衡を考慮し、小規模災害における半壊補修(Dの範囲)も支援の対象に含める。

エ 支援金額

国・県制度を踏まえたものとする。

オ 施行日

平成29年4月1日 (地方自治法上、予算措置が必要なため。)